

第3章 議会開設後の財政問題と 日清戦時財政

第1節 議会開設後の財政政策

1 財政政策をめぐる政府と野党の対立

明治22年2月、大日本帝国憲法が公布され、いよいよ翌年に帝国議会が開設されることになって、23年7月、第1回の衆議院の議席を定める総選挙が行なわれた。その前後から、自由民権を旗じるしに国会開設を主張してきた人々が、議会開設を前にして再び大同団結し、藩閥政府に対抗しようという動きが活発となった。23年9月、当時の政治結社愛国公党・自由党・大同倶楽部及び九州同志会の4派が合同し、立憲自由党が結成された。これによって、第1議会の衆議院の議席300の勢力分野は、立憲自由党130、立憲改進黨41と、当時民党といわれた政府反対派が171と議席の過半数を占め、これに対し準政府派と目される議席は大成会79、国民自由党5の計84名で、その他無所属議員45名を加えても過半数に達しなかった。

そして野党第1党である立憲自由党は、結党にあたって自由主義を掲げ、綱領に、①皇室の尊栄を保ち民権の拡張を期す、②内治は干渉の政略を省き、外交は対等の条約を期す、③代議政体の実を挙げ、政党内閣の成立を期す、の3つを決定し、この綱領実現のための当面の政治方針として、党議10条を合わせて決定した。この10条の党議のうち、直接間接に財政政策に関連する政綱が、その過半を占めていた。すなわち、①政務を簡便にし、政費を節減する事、②海陸軍備を整理する事、③会計法を改正し、国家出納の監督を厳密にする事、④税法を改正し、務て地租の軽減を謀る事、⑤民事に対する保護の方法を改正する事、⑥地方制度を改正し、其経済の整理を謀る事、がそれである。野党

は、これらの要求を掲げて議会に臨んだのである。

明治23年11月25日、第1議会は召集され、12月6日、山県首相は施政方針演説において、財政に関する政府の所信を次のように表明した。

「歳計予算ニ付テハ吾人ハ固ヨリ憲法及ヒ法律勅令ヲ保持スル責任ヲ負ヘリ。今政府ヨリ二十四年度ノ総予算ヲ提出セントスルニ当リ、本官ハ諸君ノ慎重公平ナル審議協賛ニ倚信スル者ナリ。予算歳出額ノ大部分ヲ占ムルモノハ陸海軍ニ関スル経費トス。茲ニ将来ノ為ノ政府ノ所見ヲ吐露シテ以テ諸君ノ注意ヲ求メント欲ス。……（中略）……」

蓋シ国家独立自衛ノ道ハ、一に主権線ヲ守禦シニニ利益線ヲ防護スルニ在リ。何ヲカ主権線ト謂フ。国疆是ナリ。何ヲカ利益線ト謂フ。我カ主権線ノ安全ト緊ク相関係スルノ区域是ナリ。凡ソ国トシテ主権線ヲ守ラサルハナク、又均シク其ノ利益線ヲ保タサルハナシ。方今列国ノ際ニ立ち、国家ノ独立ヲ維持セント欲セハ、独り主権線ヲ守禦スルヲ以テ足レリトセス。必ヤ亦利益線ヲ防護セサル可カラス。今マ吾人果シテ主権線ヲ守ルニ止マラス、亦利益線ヲ保チ、以テ国ノ独立ヲ完全ナラシメントセハ、其ノ事固ヨリ一朝空言ノ能クスヘキニ非ス。必ヤ国ノ資力ノ許ス限り、寸ヲ積ミ尺ヲ累ネ、以テ成績ヲ見ルノ地ニ達セサルヘカラサルナリ。故ニ陸海軍ノ為ニ巨大ノ金額ヲ割カサルヘカラサルノ須要ニ出ルノミ。」

この時提出された24年度予算は、歳出総計8,332万円、うち陸海軍省所管の経費は經常部、臨時部を合わせて2,182万円、歳出の約26%を占めていた。このように、国防を国の施策の中心にすえて、軍事費を優先的に確保する財政政策は、政費の節減と陸海軍備の整理によって地租軽減・民力休養を図ろうとする野党の政策と、正面から対決せざるを得なかった。したがって、議会開会の23年11月から日清戦争直前の27年7月までの帝国議会史は、政府と野党の抗争で彩られ、政府編成の予算や財政関連法案は、削減・修正・廃案を余儀なくされた。政府が議会の多数を制することができなかったこの時期は、財政史上全く特異な時期であった。以下では各年度の予算を中心として、その間の政府・

野党の抗争の歴史を辿ってみよう。

2 24年度予算と官庁経費の削減

明治23年12月3日、第1回帝国議会に提出された明治24年度予算案は、総予算と追加予算から成り、合計すると歳入総額8,336万余円、歳出総額8,332万余円であった。うち追加予算は、21・22両年度の歳計剰余計789万余円をもって計画された軍艦製造費521万余円（24年度から5年間の継続費）、鉄道建設費（横川・軽井沢間）250万余円（24・25年度に支出）、電信敷設費18万余円の当年度分で、歳入歳出とも268万余円である。

予算案はまず衆議院の予算委員会の議に付され、12月27日、予算委員長大江卓はその審査の結果を議長に報告した。それは、「予算ヲ審査シ歳計ヲシテ其当ヲ得セシメント欲セハ、勢ヒ官制及俸給ニ論及セサルヲ得ス。故ニ予算委員ハ深ク諸官衙処務ノ實際ヲ査察シ、事務ノ執行ニ差支ナキ範囲内ニ於テ経費ノ節省ヲ計レリ。然レトモ其事業費ニ至ツテハ大抵削減ヲ加ヘス、当局者ノ要求額ヲ存置セリ。」とその査定案作成の方針を述べ、次いで予算委員会における予算の減額修正案の基準を次のように示した。

- (1) 官吏の人数及び俸給金額の削減、その方法としては、たとえば内閣及び各省の会計局を廃して総務局の一課とし、参事官を廃し書記官を減員し、判任官の官制人員を4分の1削減し、平均月俸を25円に見積るなどを行なう。
- (2) 非職俸給の全廃。
- (3) 旅費を一定の標準により削減。
- (4) 修繕費、雑給、庁費などを10～30%削減。
- (5) 次官、秘書官、知事、裁判所長等の交際手当を全廃。
- (6) 官舎の貸与は不必要であるから、すべて新築停止、現存分は官有財産に繰込み賃料を徴収する。
- (7) 馬匹費の全廃。

明治24年1月、衆議院の本会議は、この予算委員会の修正案の取扱いをめぐって紛糾した。憲法第67条には「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」とあるが、予算委員会の修正案にはこの既定費、法律費、義務費の削減が含まれていたから、それに対する政府の同意をいつ求めるかということ、既定費とはどの経費を指すかということ、これと関連して予算議定の順序及び議定権の範囲等が問題となったのである。

これに対し松方蔵相は衆議院において「憲法第67条ニ関スル事項ヲ廃除削減セントスルニ当リ、其確定前ニ於テ一院毎ニ各自政府ニ向テ同意ヲ求メラルルヲ正当ノ順序ナリト認定ス」と政府の所信を表明した。次いで衆議院は予算の逐條審議に入ったが、予算総会の審議が、憲法第67条による既定費、義務費の大幅な廃除・削減を含む予算委員会査定案を可決していくのを見て、松方蔵相は議院に反省を求め、その所信を次のように表明した。

「本官ハ更ニ一言シテ諸君ニ最後ノ反省ヲ請フントス。査定案ハ政府ノ原案ニ対シ総計殆ト800万円ノ節減ヲ加フ。其過半ハ俸給ニシテ、予算委員ハ官制改革ヲ以テ経費節減ノ一手段トシ、現ニ其改正案ヲ起草シ報告書中ニ掲載セリ。……議会ハ監督者ノ位地ニ立ツモノナルニ、直ニ官制ニ立入り其官制ヲ編スルカ如キハ之ヲ議会正当ノ職分ト為スヘキ穩当ノ処置ト為スヲ得ベキカ。

且査定案ハ、現行ノ法律ニ抵触スルモノ少シトセズ。貴族院衆議院議長ノ俸給及整理公債募集金ヲ一般会計ニ組入レ、又ハ備荒儲蓄補助及預金利子ヲ特別会計ニ移ス等ハ、議決スルモ其根本タル法律ノ改正ナキ以上ハ当然無効ナリトス」

しかしながら、衆議院はそのまま議事を進め、逐項審議終了後、憲法第67条に属する歳出の廃除削減について、政府に同意を求めた。政府は衆議院の照会に対し、次のような覆牒を行なった。

「政府ハ之ヲ審査スルニ修正案ハ官制ヲ变革セントスルノ点ニ於テ予算議定

権ノ区域ヲ超越シタリ。法律ノ結果ニ関スル歳出及契約ノ義務ニ属スル歳出ヲ廃除削減セントシタルハ政府ノ同意セサル所ナルノミナラス、法律ノ正文ヲ以テ規定シタル事件ヲ予算ニ依リテ变革セントスルハ又其分界ヲ誤レリ。況ンヤ削減セル金額ニ対シ、政府ハ及フ丈議院ノ議決ヲ敬重スルノ方向ヲ取ルコトヲ怠ラサルヘシト雖、此ノ如キ予算ノ変更ハ行政ノ責ニ当ルモノノ実施シ能ハサル所ナリ。故ニ議院ノ再考ヲ望ム」

衆議院では、この覆牒を審査し、予算修正について政府と協議するため、9名の特別委員を選挙する動議が可決された。この特別委員会において、政府は憲法第67条に属する歳出の削減に同意し、議会と政府の妥協がなると、政府原案に対し631万円の減額修正案が作成され、それが衆議院の確定議となり、貴族院をも通過してようやく24年3月11日、24年度予算が成立した。政府が一転して野党に妥協したのは、議会開設当初に予算が成立しないという不祥事を回避するためであり、野党の一部がこの説に同調して同僚議員の説得にまわり、互に譲歩した結果であった。しかし政府は、額において予算委員会の修正案の減額788万円の約8割に当たる631万円の修正を認めたが、憲法第67条に対する政府見解の筋は通したのである。

24年度予算の減額修正は、主として官庁の組織・人員・俸給給与・庁費などにむけられたから、政府は行政の整理緊縮を迫られた。しかし政府が新規要求として提出した軍艦製造費総額521万余円の5年間にわたる継続費等は成立をみたのであった。

第1議会閉会后、24年4月山県首相は辞表を提出し、翌月に松方内閣が成立した。蔵相は首相松方正義が兼任した。

24年11月、第2議会開会直後24年度追加予算が議会に提出された。第1は米国コロンブス世界博覧会費63万余円、第2は富山・岐阜両県下の水害費補助103万余円、第3は岐阜・愛知両県下の震災復旧土木費補助324万余円である。また、愛知・岐阜震災の救済及び緊急工事のため、24年11月勅令第205号をもって下付された226万円の予算外支出の事後承諾案も政府から提出された。い

ずれもその財源は、23年度の歳計剰余をもって財源としていた。このうち、第1の博覧会費は12月9日原案どおり両院を通過成立したが、第2・第3の追加予算案の審議は難航した。衆議院予算委員会は更に5名の審査委員を選んで審査した結果、第3の岐阜・愛知の震災について「政府ノ要求ハ実ニ根拠ノ起算ナク、十分信ヲ置クコトヲ得サルナリ。大体ヨリ言ヘハ震災ノ甚シキ我々ニ於テモ十分感シ居ルモ、(中略)町村ニ於テ負担ニ堪ヘラレサルノ一語ヲ以テ、其全部ヲ国庫ヨリ補助スルハ到底為シ得ヘカラサルコトナリ。」と、要求額の3分の1を削減する提案を行った。予算委員会の審議は並行して審議中の25年度予算案の議事と絡んで遅延し、予算委員会の議事の途中、12月25日議会は解散となり、第2・第3の追加予算は成立せず、予算外支出の事後承諾案は承認されないままとなった。

そこで政府は、解散の翌日12月26日勅令第247号をもって、愛知・岐阜・富山・福岡4県の土木費補助として総額417万余円を予算外支出する旨公布した。

3 25年度予算と製鋼所新設案、鉄道国有化方針の挫折

松方内閣が24年11月28日、第2議会に提出した25年度予算案は、国防重点の政府方針をいっそう明確に示すものであった。松方首相の施政方針演説は次のように述べている。

「国防ノ必要ニ付キマシテハ、先ツ陸軍テハ兵器弾薬ノ改良、砲台ノ建築、海軍テハ船艦ノ製造カ最モ急要デアリマス。然ルニ、兵器船舶ノ建造ニ最モ必要ノ材料タル鋼鉄ハ、皆海外ヨリ輸入ヲ仰カネハナリマセヌ。夫カタメ年々巨万ノ金ヲ海外ニ抛ツノミナラス、一旦事アルトキハ此必要欠クヘカラサル材料ヲ輸入スルノ途忽チ絶ユルノ次第ニテ、実ニ兵備上ノ危険、経済上ノ損害、共ニ甚シキ訳故、政府ハ此危険ト損害トヲ避クルタメ、新ニ一ノ製鉄所ヲ創立スルノ議ヲ決シテ其経費ヲ二十五年予算ニ組込ミ置キマシタ。鉄道ハ国防上、並ニ経済ノ点ニ於テ之ヲ国有ト為シ、以テソノ延長オヨヒ完成ヲ図ルコトハ今日ノ時勢ニ最モ適切ナルモノト認メマス」

すなわち、軍備増強、製鋼所建設及び鉄道国有化は政策の柱に位置づけられていた。

明治25年度予算政府案は、歳入合計8,650万余円、歳出合計8,350万余円で、24年度予算に比べ歳入において304万円、歳出において649万円を増加している。この増額は主として、23年度の歳計剰余521万余円、24年度予算上における歳入超過645万余円合計1,166万余円を一時的な財源として、新規に継続事業を計画しその25年度分315万余円を計上したからである。その継続事業とは、①陸軍軍備費300万円、②軍艦製造費275万円、③製鋼所設立費225万円、④河身修築費94万余円、⑤北海道土地調査費13万余円、合計907万余円であった。

一方、野党は第1議会閉会后、自由・改進黨はいっそう提携を密にして政府に対し、政費節約、民力休養をもって対抗する構えを示した。衆議院予算委員会は、先ず予算の査定方針を可決したが、それは官吏俸給の減額・庁費の1割減・新事業は基礎確実なもの以外は着手しないことなどを含み、厳しい査定が行われた。予算委員会査定案は歳入において官業益金の増額を見込み50万円の増額、歳出において794万余円、政府案の9.5%を減額した。歳出減額の主なものは、先に掲げた新規継続事業全額のほか、日本銀行・札幌製糖・日本郵船の諸会社への交付金・補助金などであった。12月14日の予算委員長松田正久の報告では、794万円の減額査定案について、「斯ノ通経費ヲ削減シタト云フ所ノ本旨ハ何レノ点ニ在ルカト申セハ、凡ソ、政費ト申スモノハ民力ノ程度ニ応セネバナラス、(中略)夫故ニ我々委員ガ当今我国ニ於テ政費ノ程度ヲ定ムルニハ、大約斯克修正ヲ致シタル所ノ額デ適当ト認メル所デアリマス」と述べ、次いで政府が予算委の査定には同意しないと述べたことについて、「昨年モ同様ノコトデアッテ、始ニハ総理大臣大蔵大臣ガ同意出来ナイト云ウコトヲ言ヒツム後ニハ六百五拾万円ヲ減額スルニ至ツタデアリマセウ、夫ト同ジク(中略)詰ル所ハ之ニ同意サレルコトニ信ジマスカラ、諸君モ此通ニ御承知置ヲ願イタイ」と述べている。

これに対し松方総理兼大蔵大臣は、12月18日、衆議院本会議で演説し、「実

ニ二十五年度ノ予算ハ節約スベキハ節約シ、減少スベキハ減少シ、及ブ丈切詰メタモノデアツテ、殊ニ憲法第六十七条ノ歳出ニ就イテハ、此上ニ廃除削減ニ同意スル余地ハ最早少シモナイ。」と対決姿勢を明らかにした。予算案の審議が野党優勢のうちに進められているとき、12月22日、樺山資紀海軍大臣が答弁に立ち、軍艦製造・製鋼所設立の必要性を力説する中で有名な蛮勇演説が飛び出した。「事ノ事実ヲ損ヒ、事ノ即チ虚妄ノ事ヲ連ネテ、海軍大臣ガ不信用デアルト云フノハ、自ラ不信用ヲ招クノ所以デハナイカ、(中略)現政府ハ此ノ如ク内外国家多難ノ艱難ヲ切抜ケテ今日迄来タ政府デアル、薩長政府トカ或ハ何政府トカ言ツテモ今日国ノ此安寧ヲ保チ、四千萬ノ生靈ニ関係セズ、安全ヲ保ツタト云フコトハ、誰ノ功力デアル(中略)今ノ即チ此軍艦製造費、此製鋼所設立ノ件ニ就イテ、此ノ如キ理由ニヨリ削除シタト云フ事ナレバ、本大臣ニ於テ決シテ……不満足ニ考ヘル」と。

白熱の論議の中で、採決の結果大多数をもって軍艦製造費、製鋼所設立費等を否決し、衆議院が予算案を議了して、まさに政府の同意を得ようとしたとき、政府は衆議院の解散を申請し、24年12月25日、第2議会は解散を命じられた。25年度予算は不成立となり、25年3月17日勅令第28号をもって前年度予算施行の件が公布された。

明治25年2月の第2回総選挙は、各地に血の雨をまで降らせた政府の選挙干渉をもって知られているが、その結果は野党及び準野党の立場の議員が、なお163名と議席の過半数を制し、政府は再び窮地に立たざるをえない状況となった。25年5月召集された第3特別議会は、会期1ヵ月余の短期であったが、政府は明治25年度追加予算案、府県監獄費国庫支弁法案、私設鉄道買収法案、鉄道公債法案等を議会に上程した。

25年度追加予算案は歳入歳出とも281万余円、財源は23・24年度の歳計剰余繰入れであった。衆議院は政府案の大幅減額修正を可決したが、その主なものは軍艦製造費、製鋼所設立費、震災予防調査会設備費であった。この予算案が貴族院に回付されると、貴族院は軍艦製造費・震災予防調査会設備費を政府原

案に戻し、これを可決した。貴族院はこの予算案を衆議院に回付し、同意を求めた。衆議院においては、衆議院が回付した予算案に新たに款項を挿入する権利が議会にあるかどうかは憲法上の大問題であり、款項の組立ては立法部の権限外であるという意見が大勢を占め、貴族院回付の予算案を返付した。貴族院はまた院議で合法と確定し、衆議院の通牒を受領せず、25年度追加予算は宙に浮いた形となった。

貴族院は「今憲法上ノ疑義ニ関シ兩院ノ所見互ニ相合ハス從テ憲法ノ進行ヲ現在及将来ニ妨クルノ懼アルニ於テ本院ハ謹テ状ヲ具ヘ上奏シテ聖明ノ親裁ヲ待ツアルノミ」という上奏を行なった。これに対し、勅諭がくだって、

「憲法上予算ニ対スル貴族院及衆議院ノ協賛権ハ我帝國憲法第六十五条ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先チテ政府ヨリ予算案ノ提出ヲ受クルノ外兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキ者ナリ故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ対シテ何等羈束セラルルコトナク從テ前議ノ議院ニ於テ削除セル款項ヲ存置スルハ素ヨリ後議ノ議院ノ修正権内ニ属スヘキモノトス但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ対シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手続トスルノミ朕ハ此ノ秘密顧問ノ議決ヲ採納シ其院ノ上奏ニ答ヘ之ヲ領知セシム」

詔勅によって、憲法第65条による衆議院の予算先議権の範囲が確定され、これを契機に政局は転換した。貴衆両院は両院協議会を開き、震災予防調査会設備費を政府原案に戻し、軍艦製造費を削除する妥協が成立した。こうして、281万余円の25年度追加予算政府原案は、189万余円と凡そ3分の1を削減されて両院を通過し、25年6月21日公布された。政府が新規事業として再度提案した製鋼所設立費・軍艦製造費は再び葬られたのである。

また、政府が前議会に続き国有化を目指して提出した「私設鉄道買収法案」「鉄道公債法案」の2法案は、地方における官鉄誘致熱を背景に鉄道拡張政策を求める声が議員の間に広がり、政府案と自由党案などを一本化した「鉄道敷設法案」が成立し「私設鉄道買収法案」は否決された。25年6月公布の「鉄道敷設法」(法律第4号)は、幹線鉄道を完成するため漸次予定路線を調査する

とともに、第一期工事として予定路線を敷設するため、25年度から6,000万円を限り漸次公債を発行する権能を政府に与えた。一方、議会は予定路線の拡張・変更・工事予算及び私設鉄道の買収等についての協賛権を得た。政府は鉄道国有化方針を貫けなかったが、一応主要幹線の敷設権を獲得したのである。

なお、25年度予算追加案は、第4議会で3件合計593万余円が提出された。うち212万余円は25年度予算歳入超過額を、381万余円（水害土木費）は24年度歳計剰余を財源としていた。衆議院はこのうち度量衡検定費等28万余を減額したのみで、ほぼ政府原案通り可決し、貴族院もこれにならなかったので、3件の追加予算総額565万余円が25年12月および2月に成立した。

4 26年度予算と増税案、田畑地価修正法案の流産

第3議会終了後、松方内閣は選挙干渉に関する事後処理について閣内が不統一となり、総辞職を余儀なくされ、8月伊藤博文内閣が成立した。松方蔵相は、14年10月以来10年余の間坐り続けた蔵相の座を、次官の渡辺国武にゆずって、いったん内閣を去った。野党攻勢のなかで、黒田清隆・山県有朋・井上馨・大山巖ら、いわゆる藩閥政府の元勲総出の内閣といわれた伊藤内閣にあって、渡辺蔵相は異色の存在であり、松方の推薦による蔵相就任であった。



第3代大蔵大臣 渡辺国武

第4議場に臨んだ伊藤内閣は、25年11月30日、26年度予算案を提出した。歳入は8,583万余円、歳出は8,375万余円であった。政府は予算を提案するにあたり、再び海軍拡張を中心課題とし、新たに総額1,680余万円をもって7ヵ年計画で甲鉄艦2隻を製造し、歳計剰余275万円をもって巡洋艦・報知艦各1隻

を新造する一方、野党から要望の強かった田畑地価特別修正法案を上程して地租凡そ370万円を軽減し、軍艦製造費、田畑地価特別修正、治水費増加などによる歳入の不足補填のため、国会開設後初めて、酒、たばこ及び所得税の3税の増徴法案を提案した。野党側はこれに対し、相変らず政費節減を掲げ、官吏俸給等の既定費をはじめ、海軍部内の積弊を指摘して軍艦製造費をも含めた大幅削減を決定し、政府に同意を求めたが、政府はこれを肯ぜず、議会は第2議会と同様再び緊迫した。衆議院は5日間休会して、政府の処決をまつ動議を可決した。これに対し政府は、政府意見は終始変わらない旨の覆牒を発し、政府、議会相対峙して互いに譲らず、議会は休会に次いで停会となったが、衆議院で可決した上奏に対して詔勅が渙発された。詔勅には、「憲法第六十七条ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ属シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス但シ詔ハ特ニ閣臣ニ命シ行政各般ノ整理ハ其必要ニ從ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕カ裁定ヲ仰カシム、国家軍防ノ事ニ至ツテハ若モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歳參拾万円ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情状アル者ヲ除ク外同年月間ノ俸給十分一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシム」と、宮廷の内帑金年30万円を6年間下付し、また文武官に6年間俸給の1割を納付させて、製艦費の補足にあてさせる旨が諭された。この大詔渙発で局面は打開され、政府は官制改革と政費節減を議会に約束し、また既定費の削減についてもある程度譲歩を示し、議会もまた製艦費を認め、原案に対して262万円の歳出予算を減額して、26年度予算は成立し、26年3月6日公布された。この第4議会に提出された田畑地価特別修正法案は、衆議院において一部修正のうえ成立したが、貴族院で否決され、酒、たばこ等の増税法案は衆議院で否決されて、いずれも成立しなかった。

を新造する一方、野党から要望の強かった田畑地価特別修正法案を上程して地租凡そ370万円を軽減し、軍艦製造費、田畑地価特別修正、治水費増加などによる歳入の不足補填のため、国会開設後初めて、酒、たばこ及び所得税の3税の増徴法案を提案した。野党側はこれに対し、相変らず政費節減を掲げ、官吏俸給等の既定費をはじめ、海軍部内の積弊を指摘して軍艦製造費をも含めた大幅削減を決定し、政府に同意を求めたが、政府はこれを肯ぜず、議会は第2議会と同様再び緊迫した。衆議院は5日間休会して、政府の処決をまつ動議を可決した。これに対し政府は、政府意見は終始変わらない旨の覆牒を発し、政府、議会相対峙して互いに譲らず、議会は休会に次いで停会となったが、衆議院で可決した上奏に対して詔勅が渙発された。詔勅には、「憲法第六十七条ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ属シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス但シ詔ハ特ニ閣臣ニ命シ行政各般ノ整理ハ其必要ニ從ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕カ裁定ヲ仰カシム、国家軍防ノ事ニ至ツテハ若モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歳參拾万円ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情状アル者ヲ除ク外同年月間ノ俸給十分一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシム」と、宮廷の内帑金年30万円を6年間下付し、また文武官に6年間俸給の1割を納付させて、製艦費の補足にあてさせる旨が諭された。この大詔渙発で局面は打開され、政府は官制改革と政費節減を議会に約束し、また既定費の削減についてもある程度譲歩を示し、議会もまた製艦費を認め、原案に対して262万円の歳出予算を減額して、26年度予算は成立し、26年3月6日公布された。この第4議会に提出された田畑地価特別修正法案は、衆議院において一部修正のうえ成立したが、貴族院で否決され、酒、たばこ等の増税法案は衆議院で否決されて、いずれも成立しなかった。

5 27・28年度予算と政局の転換

伊藤内閣は議会に対する公約を実現するため、行政整理及び海軍の整理に取り組み、26年5月海軍省、同年8月陸軍省の官制改革を実行した。次いで10月

各省の官制改革を発表し、冗官の淘汰によって定員3,272人を減じ、俸給その他政費170万円を削減する大規模な行政整理を実行した。しかし当時の世論は、これをなお姑息と断じ、やがて26年11月末開会の第5議会では、予算委員会で再び政費の削減問題がとりあげられた。このころ、議会内外で政府の軟弱外交を攻撃する声が大きくなり、現行条約履行問題を契機として、12月19日議会は停会を命じられ、12月30日第5議会は解散となった。こうして、27年度予算は不成立となった。

また、明治27年5月の第6特別議会においても、27年度追加予算の議会減額修正が行なわれる形勢であったが、再び外交問題を焦点として議論が沸騰し、内閣弾劾上奏案が可決されて、6月2日再度議会は解散された。

次いで27年10月、日清戦争の戦費協賛のために、広島で第7臨時議会が開かれ、日清戦争の戦費は臨時軍事費特別会計で別途経理されることになった。そして政府・野党間の政争は、中止された。

日清戦争の最中27年12月24日、第8議会は開会され、翌年1月8日28年度予算案が衆議院に提出された。政府は軍事・外交上の緊急案件を中心に議会に臨み、他は後日に譲る考えのもとに、予算案は主に経常経費をもって編成し、事情やむを得ないもののみをこれに加える方針であった。衆議院の審議は、政府原案歳出8,975万余円中59万余円の修正減額、但し50万円は第二予備金の削減であり、実質10万円弱の小修正に止まった。予算委員長報告に対する尾崎行雄の賛成討論は、「帝国議会の衆議院は第一期以来よりして行政費、政を行ふがために空しく費へるところの費用をば出来るだけ儉約を致して、事業の拡張若くは国家のため利を興し害を防ぐといふ類の仕事はば出来るだけ進めて往きたいと云ふのが、我衆議院当初以来の方針であったところ、(中略)それに拘らず吾々が大体に於て原案及修正を加へた点だけに於ては粗々比の修正案を賛成すると云ふものは、要するに政府に自由を与えたいと云ふのである、何故自由を与へたいか、国家多事にして外に是より大なる仕事を今手に著けて居るが故に、(中略)斯の如き場合に於て国家の利益を進めむと欲すれば、成るべく事

の大小軽重を計って政府に自由を与へて、内の方に心配をなさしめないと云ふ目的を立てるが、国のために尽すべき第一の義務と考へましたが故に、是れを成るべく賛成を致すと云ふ方針である、」と述べている。貴族院も衆議院修正どおり可決し、28年度予算は28年2月21日公布された。

以上にみてきたように、23年の第1議会から27年の第6議会にいたる約4年間は、政府が軍事費特に海軍拡張、製鋼所建設などを中心に、新規予算の増額を計画し議会に協賛を求めたのに対して、野党は行政費の削減を中心に政府提案の減額修正を図り、安上りの政府を求めてきた。この野党攻勢の前に、政府は4年間に3度の解散を行なったが、議会を政府の意図のもとに従わせるのは困難であった。この間、憲法を楯にとり、また詔勅の渙発により、政局をのりきったものの、政府の重点政策のうち、製鋼所の建設は見送られ、全国主要幹線をあげて政府が買収しようという鉄道国有化案は、後退して官設鉄道敷設に必要な私鉄だけを買収する「鉄道敷設法」にとって変わられ、そして24年、26年の二度にわたり、行政整理を実行して経費の縮減につとめざるをえない状況であった。

しかしながら、野党の側でもその中心的要求であった地租軽減はもとより、これと関連して要求の強かった田畑地価修正は実現せず、また議会開設前に制定された「銀行条例」、「貯蓄銀行条例」についても、銀行経営の内部に立ち入って政府が貸付先の制限を行なうなどの条項を削除しようという提案が、衆議院を通過しながらも、貴族院で否決または審議未了に終わって、これらの解決は、すべて日清戦争を契機とする政局の転換後に持ち越されることになった。

6 歳計の推移とその特徴

以上述べたように、第1議会から第6議会に至るまで、政府が野党の経費削減要求の前に、ある程度の譲歩を余儀なくされた結果、明治20年代の歳出決算は、28年度まで8,000万円内外にとどまり、政府の軍備拡張に対する強い要請にもかかわらず、軍事費(陸海軍省経費)は、議会開設前の23年度の2,569万

円を上回ることがなかった。そして、議会修正による経費減額の当然の結果として、連年歳入が歳出を上回り、23年度から28年度に至る6年間、公債借入金収入が皆無であったこと、租税の増徴が一度も行なわれなかったことなどがこの時期の特徴であった。

この間政府は、特に平時において、国の債務負担の軽減を図ることを重視し、紙幣及び国債の整理につとめ、また高利債の低利借換を推進したことも忘れてはならない。

しかしながらこの情勢は、第7議会における日清戦争の戦費のほとんど無条件の成立を転機として、全く変貌を遂げることになる。明治29年度の歳計は、一挙に28年度の倍額に増加し、以後、軍事費の増加を中心にして、わが国の歳計は年々膨脹を続け、増税に次ぐ増税が行なわれるようになった。そして、この時期に果たせなかった軍備拡張、製鋼所建設などが、新たな計画のもとに実現されるのである。

第2節 日清戦争と大蔵省

1 戦時財政計画の立案

明治27年6月2日、第6議会が解散されたその日、朝鮮政府が非公式に清国に援兵を要請した旨の急電に接し、閣議は朝鮮に1混成旅団を派兵することを決定した。ちょうど第6議会において政府と野党の対立が深まり、内閣弾劾上奏案可決によって伊藤内閣が窮地に陥っているとき、朝鮮半島では東学党が蜂起して南朝鮮全羅南道の主邑全州府を占領し、その勢いが頂点に達していた。朝鮮政府は暴動鎮圧のため清国に援兵を請い、わが国は朝鮮における清国とわが国の勢力の均衡を保つため、居留民の保護及び朝鮮の独立保全を掲げて出兵することになったのである。直ちに動員の準備が行なわれて派兵が決行され、日本軍は朝鮮で清国兵と対峙した。そして、朝鮮の内政改革をめぐる外交交渉が続けられたが、ついに清国との間に戦端が開かれたのは、7月25日の豊島沖の海戦であった。8月1日わが国は清国に対し宣戦を布告した。

この間、朝鮮事件に関する経費は、当初第二予備金から支出する計画であったが、費用が多額に上り、とうてい第二予備金では支弁できない状況にあったので、当面、勅裁を経て国庫剰余金を支出した。次いで戦闘が拡大する形勢となって、剰余金にも不足を生じることが明らかになり、7月30日、渡辺蔵相は、朝鮮事件の臨時費の財源調達のため、憲法第70条によって財政上の緊急処分を行なうよう、内閣に勅令案を提出した。

勅令案は「朝鮮事件ニ関スル経費支弁ノ為メ政府ハ特別会計ニ属スル資金ヲ繰替使用シ借入金ヲ為シ及公債ヲ募集スルコトヲ得」というもので、初の憲法第70条による財政緊急処分であった。8月、勅令は枢密院の諮詢を経て公布された（勅令第143号）。

宣戦布告ののち、8月初旬、大蔵省では日清戦争の戦費の見通しと、財政計

画が検討された。渡辺大蔵大臣は、田尻次官・松尾主計局長・曾根国債局長・阪谷主計官・添田参事官ら大蔵省首脳からそれぞれ軍費意見書を提出させ、大臣以下首脳が会合して、この意見書に基づいて討議のうえ、8月9日、大蔵大臣渡辺国武の名で、「軍費意見」が起草された。

「軍費意見」は、第1に戦費総額の見通しとその財源、第2に戦時財政遂行上の問題点、第3に戦後の財政問題が述べられており、その要旨を紹介すれば、次のとおりである。

第1に戦費総額の見通しは、戦争終結に至る期間によって、3段階の予測をたてた。①戦争が27年12月までの6カ月間に終わる場合は軍費5,000万円、②28年6月までの1年間の場合は1億円、③28年12月までの1年半の場合は1億5,000万円。その財源調達方法として、①は国庫剰余金に特別会計資金を加え、それに約800万円を借入金または公債でまかなう。②③の場合は公債または借入金額を増大し、そのうえ増税と一般会計の節約により一般歳入の繰入れを行う。なお、増税は②の場合に酒、たばこ、所得税の増徴により5,000万円を、③の場合はこれに地租の0.5%増徴分700万円を加えるという計画がたてられた。なおこれ以上軍費を必要とするときは、「最早経済社会紊乱ノ如何ヲ顧ミルノ暇アラス非常手段ヲ採ルノ外ナキモノトス」と考えられていた。

第2に、財政計画の留意点としては、不生産的消費の増大、労働力の不足、貿易の後退などの悪影響が予測されるが、これを予防・軽減する方法は「金融機関ノ運用料理如何ニ存ス」とし、興業銀行（のちに日本勸業銀行として実現する）設立など「殖産力ヲ培養スル」方法を別に提起することがあげられている。そして戦費が1億5,000万円以上に上る場合は、兌換券の交換停止、あるいは外債募集の必要を生じることとも予想されるが、兌換停止は社会経済に「惨毒」を及ぼすから「本大臣ハ最終手段中ノ最終ニ至ルマテハ実施セサル見込」で、外債は応募者がある見込みではあるが、金価の騰貴が著しい今日に金貨公債を起すことは憂慮すべき結果をもたらすので、兌換停止と同様な事態となるまで「本大臣カ決シテ取ラサル所」であり、「今ヤ世上往々兌換停止、外債

募集ノ事ヲ説ク者ナキニアラス依テ特ニ一言ス」と強い態度でこれを否定している。

第3に、事件終結後の財政問題としては、軍事公債の元利償却・従軍戦功死傷者の恩賞・朝鮮駐屯の軍隊の経費・陸海軍費拡張費等、歳出の激増が予想され、今日において各般の経費に節約を加えることが必要である、としていた。

次いで、渡辺蔵相は8月11日、先の緊急勅令に基づいて「軍事公債条例」を起草し、再度憲法第70条による財政緊急処分を内閣に提出した（明治27年8月16日勅令第144号）。「条例」は5,000万円の公債を漸次募集し、条件は年利6%以下、5年据置50年以内償還とする、などを定めたものである。そして、大蔵省は、当面この「条例」により内国債3,000万円を9月に募債することを定め、この旨17日に告示した。

9月8日、大本営を広島に置くことが公示され、15日天皇をはじめ、わが国の軍部及び内閣の首脳が広島に参着した。このため、戦費などに関する重要な相談は広島で行われることになったので、大臣及び大蔵省首脳は広島と東京を往復して、その間の相談を纏めることになった。当時は汽車で朝東京を発つと広島に着くのは翌日であったから、その間の連絡などは想像以上に困難を伴っていたことであろう。

9月22日、朝鮮事件の軍費等について議するため、10月15日から7日間広島に於て臨時議会を召集する勅諭が換発された。この前後に渡辺蔵相・松尾主計局長・早川秘書官・阪谷主計官は広島にあり、第7議会提出の議案が起草され、9月末一行は帰京して在京の田尻次官らと協議し、ま



広島の本営

た陸海軍省の次官・経理局長とも協議を行ない、10月13日再び広島において臨時軍事費予算を1億5,000万円とすることが決定された。「阪谷日記」によれば、15日議会召集のその日、議案の印刷を印刷局に注文するという忙しさであった。

明治27年10月、広島における第7議会に提出された戦時財政関連の議案は、臨時軍事費予算案（歳入歳出各1億5,000万円）、臨時軍事費特別会計法案及び軍費支弁のための公債募集若しくは借入金に関する法律案（仮題）の2法案、ならびに明治27年8月勅令第143号、第144号（憲法第70条による財政上の緊急処分）及び予算外支出（5,999万余円）の事後承諾の6件であった。

日清戦争が開始されると、それまで政府に反対していた野党各派はそろって戦争協力を表明し、第7議会においては、18日の開院式から21日までの4日間でこれらの案件をことごとく議した。1億5,000万円という当時としては膨大な軍事費予算の審議について、衆議院本会議における予算委員長長の報告は「委員会ハ之ヲ審議スルニ当リ事往々軍国ノ機密ニ渉ルヲ以テ秘密会トシテ政府委員ニ就キ十分ノ往復応答ヲ尽シ、尚且十分ニ討論審議セリ、其結果委員会ハ本案ヲ全会一致ヲ以テ可決シタリ就テ委員会ニ於テ特ニ本会ニ望ム所ノモノハ委員ハ此案ニ対シテハ十分ノ責任ヲ負フ決心」と述べた。この臨時軍事費予算案は、本会議で1人も討論に立つ者なく、全会一致で可決され、貴族院においても同様で、直ちに予算は成立した。

第7議会で成立した臨時軍事費予算などによって、政府が示した日清戦争の財政計画は次のようなものであった。

臨時軍事費予算の歳出1億5,000万円は、27年6月以降の予算外支出5,999万余円を含み、そのうち2,600万円を国庫剰余金繰入によって充て、残額は公債を募集する計画で、その他剰余金などの収入があるときは公債の募集を減額する。また、公債及び借入金については、歳入1億5,000万円のうち国庫剰余金による収入2,600万円を除く1億2,400万円から9月「軍事公債条例」（勅令第144号）によってすでに募債された3,000万円を除くと、9,400万円となる。「条

例」による発行限度5,000万円と既発行分3,000万円の差2,000万円は募債を行なわないこととして、この9,400万円を補充するため、公債または借入金を、限度額1億円以内、利率6%以下で随時募集する、という計画であった。

第8議会は、27年12月、東京に召集された。翌年2月1日、衆議院は、日清戦争の前途がまだ予測できない段階であり、今後十分に軍資を供給して戦争の目的を達するよう希望する旨を表明し、「軍費ノ支出ハ更ニ幾何ヲ要スルモ進メテ之ニ協賛スヘシ」との決議を可決した。

次いで2月18日、渡辺蔵相は臨時軍事費追加予算案1億円、及び軍事公債法案（1億円以内）を内閣に提出した。その説明によれば、第7議会で協賛を経た臨時軍事費予算1億5,000万円のうち、27年6月から28年1月までの8カ月間の支出勅裁済額は1億0,200万円で残額は4,800万円である。この金額は28年6月までの戦費を支えるにすぎず、7月以降28年度中の6カ月間の戦費を陸海軍1カ月1,100万円、予備費400万円計1,500万円と見積り、6カ月分9,000万円とすれば、概算1億円の追加予算を計上できれば、不足ないであろうというのであった。この追加予算もまた、貴衆両院とも全会一致で可決された。

追加予算成立の翌3月、下関で講和会議が開催され、30日、日清休戦条約が、続いて4月17日講和条約が調印された。この講和条約では、軍費賠償金として庫平銀2億兩^{テール}（のちに邦貨に換算して約3億1,100万円）の受領が決まった。ところで、日清間の交戦はこれで終わったが、その後の軍隊引揚げや駐屯費などの支出のほか、わが国が清国から譲り受けた台湾及び澎湖列島の接收にあたって、島民の反乱鎮圧などに再び軍事行動が起こされ、これら軍政下の地域に関する経費は、引き続き臨時軍事費会計で支出された。

3月、戦後の財政整理にあたるようにとの勅令によって、大蔵大臣に再び松方が登用され、大蔵省首脳は戦後の財政計画の立案にあたった。そこで立案された財政計画によると、臨時軍事費会計を早い機会に終結し、台湾財政については、将来独立自営化を旨として特別会計を設置すること、軍事公債の消却を進めることなどがあげられた。8月松方蔵相は辞職し、再び渡辺蔵相が就任

し、その計画を引き継いで、戦後財政計画に基づく29年度の予算の編成にはいったが、軍事費については28年度中に臨時軍事費会計を終結させ、台湾の軍政経費など、なお必要な経費は29年度は一般会計でまかなう計画がたてられた。28年12月、臨時軍事費特別会計に関する法律案が閣議に提出され、同法案は第9議会で成立し、29年3月末で同会計が終結されることとなった。そして、29年3月、臨時軍事費会計の財源不足分について公債を発行し、残余は賠償金を繰り入れて日清戦争財政の後始末を完了した。

2 軍事公債の発行

日清戦争の戦費調達は、予算額（追加予算を含む）2億5,000万円のうち、2,600万円を国庫剰余金でまかない、残額は主として公債借入金によることになり、開戦当初考えられていた増税は見合わされた結果、軍事公債の発行が戦費調達の成功の鍵となり、戦時財政運営のなかで大きな比重を占めた。

しかも、一度に3,000万円、5,000万円という多額の公債を発行したことはこれまでなかったから、募債にあたっての苦心は大きかった。そのため、軍需物資はできるだけ国内で調達して軍事費の支出を先行させ、時機をみて公債を募集して、その資金を吸収するように図ったことと、国民の愛国心からの公債への応募によって、開戦中二度にわたって公募された軍事公債の募集は、成功裡に終わった。すなわち、第1回発行は、「軍事公債条例」によって27年8月に募集が告示された。募集の条件は、総額3,000万円、年利5%、最低価格100円につき100円、償還期限5年据置後50年以内、募集は9月10日から13日までであった。一時に3,000万円という前例のない多額の公債を発行するにあたって、高利低価格の公債を発行すれば、株式その他の市場を攪乱することを考慮して、このような条件を決定したのであった。

この時の募債に対して、世上には成果を危ぶむ意見もあったが、大蔵大臣は手をつくしてその成功のために努力した。まず地方官に内訓し、管内の有志家が競って募集に応じるよう努力することを要請し、また関東同盟銀行の幹事を

大蔵省に招いて協力を要請し、続いて全国の同盟銀行幹事の上京を促して懇談した。募集申込みは7,700万円と募債額に対し2.6倍となり、好成績であった。

第2回発行は同年11月に告示され、予定額を5,000万円とし、条件は、利率は前回と同じ5%、価格95円、募集は12月11日から15日までとした。第1回募集から3カ月を経過したにすぎず、さらに5,000万円という多額の募債であったので、発行価格を低下し、また1口200円以下の申込者には、応募が上回った場合でも優先して受け付ける、などの措置をとった。また、前回同様地方官に内訓し、銀行家にも協力を要請した。申込みは9,030万円と予定額に比し1.8倍の好成績で募債を完了した。

開戦中に行なわれた公債の発行は、以上2回8,000万円を募集しただけであった。しかしながら、講和締結後28年度になっても、なお戦費の支出が続き、実際上は国庫金を流用し、または日本銀行から一時借入金を行なって、収入の不足を補填してきた。そして臨時軍事費の終結にあたって、財源に不足を生じるため、政府は29年3月、2,500万円を大蔵省預金（預金部）の引受発行で、1,000万円を市中で公債を発行することとした。条件は年利5%、価格100円であり、市中募集分は3月16日から21日までに応募を受け付ける旨告示した。

ところがこの第3回募集は不成績で、募集締切りまでに一般から申込みを受け付けたのは、わずかに157万円にすぎなかった。これは戦勝の余勢で戦後景気が勃興し、事業資金の需要が盛んで金融が繁忙であったためと、すでに戦後約1年を経過して、愛国心に訴えて応募をさせることができなかったからであった。そこで大蔵省議は、募集を150万円で打ち切り、残額850万円のうち350万円を日銀に応募させ、残り500万円をいったん日銀に応募させ、これを賠償金資金によって買入れ、他日時機をみて市場に売却するという方法で募債を終わる事に決定し、実行された。

このほか日清戦争に関する一時賜金の代用として、約992万円の公債が日銀引受により臨時特別発行された（明治28年勅令第137号）。そのうち29年3月までに発行された分は臨時軍事費会計で整理されたが、それ以降の分は29年度歳

入に組み入れられた。

3 軍資金の支出

戦費の支出について、大蔵省で特に留意した点は、第1に、支出の手続と、陸海軍省と大蔵省との間の連携、第2に、正貨の蓄積及び正貨流出の防止であった。

第1の点については、臨時軍事費は非常の際の財政支出であり、旧来の会計のように款項が明らかでなく、費途も多岐にわたるので、特に支出に際しては鄭重に取り扱い、かつ時宜に適した処置がとれるよう、次のような取決めが行なわれた。

明治27年7月「朝鮮事件ニ関シ臨時請求ノ手続申合」が内定され、支出勅裁を経る前に一応内議を行ない、これを閣議に提出し、上奏裁可を経ることとなった。内議とは、陸海軍大臣が支出準備のため、経費の概算を大蔵大臣に示す。大蔵大臣は支出案を総理大臣に申告し、総理大臣はこれを陸海軍大臣に通告し、陸海軍大臣はこれを参謀総長に移し、上裁の手続を行なうというものであった。この方法は、臨時軍事費会計が終結される29年3月まで続けられた。また28年2月、渡辺蔵相は戦費支弁について事務敏活化のために、大本營のある広島出張所を設置し、大蔵省と陸海軍省との連絡を密接にするよう意見書を首相に提出した。28年2月から5月まで3カ月間、3省の広島出張所が設置された。これは戦費の支弁に際して、大本營・内閣・大蔵省・陸海軍省の五者がそれぞれ東京・広島に所在を異にし、意思が徹底しないところから、軍事支弁のための内議、閣議提出及び上裁の手続などは広島で行ない、糧食・被服・兵器などの買入れ・製造など執行上の事務は東京で行ない、3省の大臣・次官がその間を往復し、事務を進めるという体制を作るためであった。

第2の正貨問題については、戦争遂行のため、船舶・兵器・弾薬等を外国から購入する必要上、正貨の流出は避けられなかった。しかし、その支出をなるべく節約するようつとめるとともに、正貨の減少を予防するため、戦地におけ

る臨時軍事費の支払いには、なるべく紙幣、銅貨を使用するようにつとめた。

朝鮮では以前から日本の紙幣、銀貨が通用していたが、僻地は韓銭のほか通用しないところが多く、金州半島では墨銀・馬蹄銀が多く通用していたから、墨銀・馬蹄銀を購入し、また造幣局で一種の銀板を鑄造して占領地に送った。しかし軍隊の進軍とともに、わが国の紙幣や銅貨に信用を生じて通用するようになった。また軍票を製造して携帯させたが、実際にはほとんど使用しないうちに終戦となった。

4 臨時軍事費特別会計の収支

日清戦争にあたっての「臨時軍事費特別会計法」は、27年10月、第7議会の協賛を経て公布された（法律第24号）。

この会計整理の方法について、毎年度3月末日に打切決算を行なうか、事件終結までを一会計年度にするかという点で大蔵部内で多少議論があったが、結局、27年6月1日から事件終結までを通じて1会計年度とし、出納終結の期はさらに勅令をもって定めることになった。

この特別会計は「臨時軍事費会計ニ関スル法律」（明治29年3月法律第10号）をもって、29年3月末限りで年度を終結した。それは事件が平定されたので、多少の残務のため決算を遅延させることは得策でないという判断によったものであった。残額は29年度一般会計に繰り入れられた。そして29年度予算には臨時軍事費の款項が設けられ、一般会計から台湾軍政経費のほか残務処理費が支出されることになった。一般会計の出納完結期限は年度後8カ月であったが、臨時軍事費はこれを12カ月とし、30年3月末を出納完結期限とした。

臨時軍事費の決算によれば、歳出仕払命令済額は2億0,047万円で、陸軍省所管分が1億6,452万円、海軍省所管分が3,595万円であった。歳入の収入済額は2億2,523万円であり、その差額2,475万円が29年度一般会計に繰り入れられた。収入の約半額は公債金で1億1,680万円、国庫剰余金は最終的に2,343万円となり、特別資金（清国からの賠償金）繰入れが7,895万円で、残額は軍事献

金、占領地収入、台湾及澎湖列島諸収入ほか雑収入であった。

以上のように日清戦争の戦費は約2億円、これは当時の一般会計の歳計規模の約2.5倍であり、それを1年余の間に支出したのである。当時としては財政上からいっても、まさに国を賭しての戦争であったが、清国との交戦期間が約8カ月ですんだこと、講和によって賠償金を受領したことなどにより、開戦当初大蔵省首脳が予想したような社会経済上の困難も起こらず、増税も計画されずに、戦時財政をまかなうことができたのであった。

第4章 大蔵省の機構

第1節 明治19年以前の大蔵省機構

1 本省機構の推移（明治10～19年）

明治10年1月11日、太政官達第3号によって官制の改革が行なわれた。これは各省中の諸寮を廃止し、局を置くことをおもな内容とするものであった。この改革によって、大蔵省は本省及び諸寮が廃止され、新たに本局と租税局、関税局、検査局、国債局、出納局、造幣局、紙幣局、記録局が設置され、翌11年7月1日には常平局（後述）が新設された。これ以後、内閣制度の成立に伴い19年2月に各省の官制が制定されるまでの間に、大蔵省本省の機構は、局課の廃合、所管事務の移動などによって改革され、しだいに整備されていくが、ここでは10年の改革以後、19年の官制制定にいたる間の主な改革を記することとする。

(1) 本局、議案局、書記局、銀行局

明治10年1月11日の改革で設置された本局には、議案課、伝票課、受付課、統計課、翻訳課、用度課が置かれ、同月12日に旧紙幣寮所管の銀行に関する事務が同局に移管されたため、銀行課が新設された。同月17日には旧勘査局残務掛を同局に置いたが、これは同年8月に廃止された。同年11月28日、これまで内務省所管であった株式取引所及び米商会所に関する事務が大蔵省に移管され、本局銀行課がこれを管掌することになった。このうち、米商会所に関する事務は、常平局新設とともに同局へ移された。12年1月31日議案課所管の為換方の事務が出納局に移され、同年5月7日には火災保険事務取調掛が同局に設けられた。9月16日、議案課の造幣事務掛が廃止され、その事務は造幣局出張